

都市計画道路事業(本龍野富永線・龍野太子線)の施行について

都市計画道路本龍野富永線及び龍野太子線については、令和3年11月11日、国土交通省近畿地方整備局告示第175号に基づき事業を実施することとなりました。施行する事業地は下記のとおりです。

なお、都市計画法第67条の規定により、令和3年12月14日以降、事業地内の土地建物等を兵庫県以外の者に有償譲渡しようとする場合は、その土地建物等の予定対価の額及び譲り渡そうとする相手方等をあらかじめ書面をもって兵庫県に届け出なければなりません。同法第67条の規定に違反して、届け出をしないで土地または土地建物等を有償で譲渡した場合は、同法第95条により50万円以下の過料に処することになりますので、特にご注意下さい。

事業内容の詳細及び上記の有償譲渡に関する届け出等についてお尋ねがある場合は、下記の土木事務所にご照会ください。

令和3年12月

兵庫県

記

1. 都市計画事業の種類及び名称

中播都市計画道路事業 3. 5. 204号 本龍野富永線
3. 4. 15号 龍野太子線

2. 施行日

令和3年11月11日～

3. 設計の概要

本龍野富永線：延長281m 幅員16m 車線数2車線
龍野太子線：延長35m 幅員16m 車線数2車線

4. 施行者の名称

兵庫県

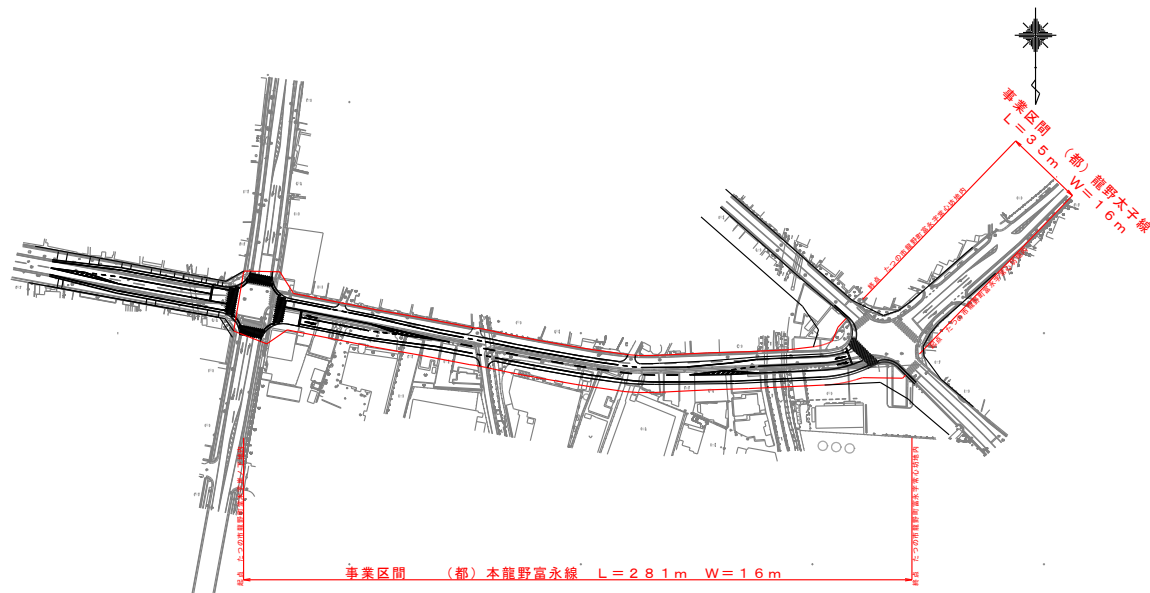
5. 事務所の所在地及び名称

たつの市龍野町富永1311-3
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所
(担当課) 道路課 0791-63-5214
用地課 0791-63-5691

6. 事業地の所在地

本龍野富永線：兵庫県たつの市龍野町堂本字岸ノ下及び龍野町富永字常心坊地内
龍野太子線：兵庫県たつの市龍野町富永字常心坊地内

平面図



標準断面図

